

2002.9.25

規制改革特区構想について

日本労働組合総連合会

総合労働局長 龍井 葉二

1. 制度上の「特区」を設けることそのものに憲法違反の疑いがある。

- 1) 規制改革特区を設けることは、憲法の第14条（法の下の平等）や第25条（生存権）に違反する疑いがある。日本国内であればどこでもルールは同じという、法制度が本来もつべき安定性、平等性、均等性を脅かすもの。
- 2) 「地域によって異なるものに異なる扱いをすることは法の下の平等に反しない」という議論もあるようだが、「異なる」といえば個人個人でも「異なる」のであって、地域で「異なる」から適用除外を認めるのは論外。
- 3) そもそも「特区」は途上国的な発想。「例外」がのべつまくなしなれば、「特区」とはいえないのではないか？

2. さまざまなルール試行的に撤廃する「社会的実験」は許されない。

- 1) 規制改革の理解が得られない、効果が見えにくいといった理由で、規制撤廃を市町村単位で実験的に試行し、効果が明らかになれば全国的に行うという手法は、規制撤廃の手法としても間違い。
- 2) ルールは、公正競争や最低規制を担保するものとして定められたものであり、見直しが必要であれば、国民的な合意のもとで一律に行うべきである。
- 3) そもそも権利や安全に関わるものはおよそ「実験」にはなじまない。「失敗」した場合の責任はどこがとるのか？ 社会的損失が生じた場合に、地方自治体の責任で負担できるわけがない。

3. 規制の特例を一本の法律で認めるという手法は、法手続き的にも問題あり。

- 1) 規制やルールはさまざまな分野にまたがる。それらの適用除外を、一本の法律で認めてしまうという手法は問題あり。
- 2) いったんそうした手法を導入すれば、「経済活性化」以外の目的でも安易に適用除外の道を開く可能性があり、「何でもあり」になりかねない。

4. 規制撤廃の特例を設けることを地方自治体の「ニーズ」に求めるという手法も間違っている。

- 1) 極端にいうと自己責任をとりさえすれば撃破りが可能になるという考え方、全体の活性化につながりさえすれば例外も許されるという考え方。（経済全体の活性化に結びつくかどうかを誰が判定するのか？）
- 2) そもそもニーズの有無で規制の適用除外となる権限が生じるのか？ 地方分権は、計

会的ルールとインフラを共有したうえでの自主性・独自性の發揮であるべきで、単なる「捷破り」であつてはならない。

- 3) もともと一国的な国内市場が成立している現状で、必要なのは取引関係などの格差をなくしていくことであり、公平性・透明性の徹底である。制度面で地域格差をつけることはこの流れに逆行しかねない。

5、「特区」のみでは経済活性化は実現できないし、規制改革のみでも雇用は生まれない。

- 1) いまの経済の停滞は主として需要要因から来ている。規制改革で供給側を「活性化」させようとしても、需要サイドの改善がなければ、新たな起業の生まれる余地はない。企業や雇用の創出は、需要全体の活性化や経済システムのトータルな改革なしにありえず、市町村単位の適用除外で可能になるものではない。
もしも構造的な問題があるとすればなおさら、思いつき的でパッチワーク的な羅列で対処できる筋合いのものではない。
- 2) 「労働経済白書」も指摘するとおり、全体としての労働需要不足が最大の問題。規制改革だけで雇用創出ができるわけではない。

6、「特区」のあり方に関する基本論議を。

- 1) これだけ重要な案件を、総合規制改革会議だけで方向づけ、閣議決定で先行することは問題である。個々のニーズの是非を云々する前に、上記の問題点について幅広く意見を聞き、十分な検討をする必要がある。
- 2) 今回の特区構想は、「経済活性化特区」というよりは「規制撤廃実験区」という性格が強い。経済活性化のための「特区」的なものがどうあるべきかは、一から議論すべきである。
- 3) また、規制の見直しに当たって、地域の声を聞くことは重要である。ただし、それを実験的に試行するのではなく、トータルの規制改革論議に生かしていくべきである。
- 4) なお、雇用・労働分野についてダブルスタンダードを設けることには絶対反対だが、それらの分野が外されればいいという問題ではない。根本問題の検討を重ねて要請する。

<質問事項>

- 1.なぜ特区構想は市町村単位なのか？ 規制改革会議の方針をより徹底させれば、例えば個別企業単位になるのではないのか？ いけないとしたら何故なのか？
- 2.市町村のニーズという場合に、例えば、地域の労使代表の合意を得るなど、必要な手続きを踏まえるべきではないのか？
- 3.実験の成功／失敗を判断するのは、どこなのか？ その場合の政策評価はどのようにして行うのか？